

## 障害者控除対象者認定基準

身体障がい者に準ずる者等として認定を決定するうえで必要な基準を定める。この基準は、65歳以上の要介護者を対象に認定を行うものであり、原則として対象者が過去から1年程度継続して同様の身体的状態にあること、または、今後も引き続き同様の身体状況が1年以上続くと見込まれることとする。

要介護認定を受けた際の調査の記録に基づいて審査を行う。

※所得税申告の対象となる年の12月31日（基準日）での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果をもとに認定を行う。

	認定区分	認定事由	認定基準
障害者	所得税法施行令第10条第1項第7号及び地方税法施行令第7条第7号に規定する障害者	知的障がい者（軽度・中度）に準ずる	要介護1・2・3に認定されており、かつ、主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の方
		身体障がい者（3～6級）に準ずる	要介護1・2・3に認定されており、かつ、主治医意見書に記載されている障害高齢者の日常生活自立度がA1以上の方
特別障害者	所得税法施行令第10条第2項第6号及び地方税法施行令第7条の15の11第6号に規定する特別障害者	知的障がい者（重度）に準ずる	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方
		身体障がい者（1、2級）に準ずる	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書に記載されている障害高齢者の日常生活自立度がB1以上の方
		ねたきり老人	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書に記載されている障害高齢者の日常生活自立度がC1以上で、6ヶ月程度以上続いている方